

雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 2 2 7 9 万円
(前年度 1 件 5 4 2 5 万円)

1 保険給付の概要

キャリアアップ助成金は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者等の企業内でのキャリアアップ^(注1)を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(平成30年度に人材開発支援助成金に統合)、正社員化コース(27年度以前は正規雇用等転換コース)等がある。

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。また、人材育成コースについては、キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練(以下「訓練」)の内容等が記載された訓練計画書を労働局に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

人材育成コースの支給要件は、事業主が、受給資格認定に係る訓練計画に基づき訓練を実施すること、訓練期間中の賃金を適正に支払うことなどとなっている。また、正社員化コースの支給要件は、キャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換すること、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、転換後6か月分の賃金を支給することなどとなっている。

(注1) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

2 検査の結果

5労働局管内において28年度から30年度までの間に助成金の支給を受けた8事業主は、人材育成コースにおいて、訓練計画に基づく訓練を実施していないのに実施したと偽ったり、訓練の実施状況を適切に管理していなかったため訓練受講者が不在である時間帯に訓練計画に基づく訓練を実施したとしていたり、正社員化コースにおいて、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した日を偽ったりするなどして、助成金の支給を申請しており、これら8事業主に対する助成金の支給額計2745万円のうち計2279万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の措置が執られた。

(注2) 5労働局 北海道、神奈川、京都、岡山、広島各労働局

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
			円	円
北海道	16	3	945万	878万
神奈川	12	1	114万	114万
京都	2	1	439万	439万
岡山	11	2	907万	509万
広島	13	1	339万	339万
計	54	8	2745万	2279万